

議第244号から議第248号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成27年11月27日提出

京都市長 門川大作

1 被害者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
244	1,810,384		車両等の損傷
245	1,133,320		車両等の損傷

2 損害賠償請求権を代位取得した債権者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	債 権 者	事 故 の 概 要	
			被 害 者	損 害 の 程 度
246	8,438,046	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同 和損害保険株式会社		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
247	6,608,072	同 上	同 上	事業用物品の損傷等

2 (議第244号～議第248号)

248	703,500	東京都港区六本木一丁目 6番1号 SBI損害保険株式 会社		車両の損傷
-----	---------	--	--	-------

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。